

会 議 案 第 6 号

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年9月1日

大 津 市 議 会 議 長
川 口 正 徳 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
八 田 憲 児

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例

大津市議会意思決定条例（平成２９年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の部１８の項中「第２４３条の２の８第１２項」を「第２４３条の２の９第１２項」に改め、同部１９の項中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）により、引用する条に繰り下げが生じることに伴い、所要の改正を行うもの